

建築物石綿含有建材事前調査・除去費用の  
国民への周知と国民負担軽減措置を求める意見書

昭和45年から平成2年にかけて、日本には年間約30万トンという大量のアスベストが輸入されており、平成16年までの総輸入量は約1,000万トンに達した。これらは主に建築物の建材として使用され、現在、平成18年9月1日のアスベスト全面禁止以前に建てられた民間住宅の解体・改修工事による健康被害が問題視されている。

改正アスベスト関連法（大気汚染防止法・石綿障害予防規則）が令和4年4月から施行され、建築物等の解体・改修時には、工事を行う前に石綿含有建材が使用されていないかを確認し、80㎡以上の解体、100万円以上の改修工事等については、石綿含有建材の有無にかかわらず調査結果を都道府県等へ報告することが義務付けられた。調査・除去費用が工事価格に転嫁されれば、建物所有者（国民）の負担は相当なものになり、また、費用の全てを工事価格に転嫁することができずに解体・改修工事業者が負担することになれば、その負担を避けるために、無届けや違法工事が横行することが懸念され、国民や建設工事従事者に生じるであろう健康被害は計り知れないものとなる。しかし、アスベストの健康被害、アスベスト関連法改正、そして調査・除去費用の施主負担については、多くの国民に認識されているとは言い難い状況である。

また、国の補助制度として、社会資本整備総合交付金の「住宅・建築物安全ストック形成事業」があるが、1. 一般住宅や小規模ビル等で使用されている石綿建材の多くは整形板（レベル3）であるにもかかわらず、対象建材が吹付け材（レベル1）などに限定されており、戸建てや小規模ビル等には適用されにくい、2. 補助金額が費用の一部（調査上限25万円/棟、除去：自治体実施は3分の1以内、民間業者は自治体の補助額の2分の1・かつ全体の3分の1以内）に過ぎない、などの理由により極めて不十分な制度となっている。

よって、国においては、アスベストの健康被害を国民全体の課題と捉え、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 国民に対し、アスベストの健康被害や、改正アスベスト関連法の趣旨を周知徹底すること。
- 2 国土交通省「住宅・建築物安全ストック形成事業」にある「住宅・建築物アスベスト改修事業」について、一般住宅にも適用できる範囲が広がるよう、レベル3建材までの調査・除去費用を助成（補助）し、事業の拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月17日

衆議院議長				
参議院議長				
内閣総理大臣				
財務大臣	務	大		宛て
厚生労働大臣	務	大		
国土交通大臣	務	大		
環境大臣	務	大		

福島県議会議長 渡辺義信